

一般競争入札（郵便入札）による「清涼飲料水等自動販売機設置事業者」募集要領

鹿嶋市では、次のとおり鹿嶋市役所庁舎及び鹿嶋市交流会館に清涼飲料水等自動販売機を設置する事業者を募集します。

貸付料率の一般競争入札（郵便入札）により、自動販売機設置事業者を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要領の各事項及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

1 入札に付する事項等

（1）件名

- ① 鹿嶋市役所庁舎自動販売機設置場所一時貸付
- ② 鹿嶋市交流会館自動販売機設置場所一時貸付

（2）自動販売機の設置場所及び設置寸法等

物件番号	所在地	施設名	設置許容面積 (幅×奥行)	最低貸付料率 (%)	備考
①	鹿嶋市大字平井 1187 番地 1	鹿嶋市役所	100 cm×80 cm	10.00	紙コップ式
②	鹿嶋市大字平井 1187 番地 1	鹿嶋市役所	80 cm×80 cm	10.00	紙パック式
③	鹿嶋市大字平井 1187 番地 1	鹿嶋市役所	120 cm×80 cm	10.00	
④	鹿嶋市大字平井 1187 番地 1	鹿嶋市役所	105 cm×80 cm	10.00	
⑤	鹿嶋市大字鉢形 1527 番地 4	鹿嶋市交流会館	120 cm×80 cm	3.00	
⑥	鹿嶋市大字平井 1187 番地 1	鹿嶋市役所 (敷地内)	120 cm×80 cm	10.00	屋外設置

- ① 設置場所等の詳細は、関係書類「自動販売機設置予定箇所図」を参照してください。
- ② 物件番号①・③・⑤は、市内に本店又は支店・営業所がある法人、又は居住する個人、物件番号②・④・⑥は、市内に本社・本店がある法人、又は居住する個人を入札に参加できる資格要件とします。
- ③ 物件番号①は、紙コップ式自動販売機の設置に限定します。
- ④ 物件番号②は、紙パック飲料を含む商品を販売できる自動販売機の設置に限定します。
- ⑤ 商品補充等の日常管理に支障がないか、応募前に必ず現地を確認してください。
- また、自動販売機設置予定箇所図と現地に違いがある場合は、現地に合わせていただきます。
- ⑥ 設置許容面積には、空き容器回収ボックスの設置スペースは含みません。
- ⑦ 予定貸付料率には消費税相当分を含んでおりません。
- ただし、物件番号⑥については、屋外設置となるため消費税相当分を含んでおります。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者
- (2) 法人の場合は鹿嶋市内に本社、本店又は支店・営業所を、個人の場合は鹿嶋市内に住所を有し、市税の滞納がないこと。
- (3) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務について、3年以上の実績を有し商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を自己の責任において行う者であること。
- (5) 法令等の規定により、販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。

3 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とします。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。
(設置及び撤去に要する期間を含みます。)

(3) 貸付料等

① 貸付料

物件番号ごとに、自動販売機の売上額に貸付料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）に、別途消費税及び地方消費税額を加算した額とします。

ただし、物件番号⑥の自動販売機については、屋外設置のため消費税及び地方消費税額は加算しません。

市が発行する納入通知書により、四半期ごとの貸付料を指定期日（翌月末）までに納入していただきます。

② 電気料

電気料は、設置事業者が使用量を計る子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置の上、子メーターの使用量に基づき、市が発行する納入通知書により、四半期ごとの電気料を指定期日（翌月末）までに納入していただきます。

③ 水道料

紙コップ式自動販売機（物件番号①）の水道料は、設置事業者の負担とし、市が算定する実費相当額を市が発行する納入通知書により、指定期日（翌月末）までに納入していただきます。

④ 売上報告書の提出等

設置事業者は、売上状況を四半期ごとに取りまとめ、各期最終月の翌月10日までに、売上報告書を市に提出していただきます。

⑤ その他必要経費等

自動販売機の設置、撤去及び維持管理に必要とする経費は、設置業者の負担とします。

⑥ 延滞金

納入通知書により指定期日までに支払いがないときは、指定期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年5.0%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければなりません。

(4) 貸付上の制限等

次の事項を遵守してください。

- ① 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供しないこと。
- ② 自動販売機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③ 販売価格は、メーカー希望小売価格（定価）以下とすること。
- ④ 酒類及びその他類似品の販売をしないこと。

(5) 自動販売機の機種及び設置上の注意点

- ① 物件番号①～⑥の全てについて、新旧千円札及び新旧五百円硬貨が使用できる機種とすること。
- ② 物件番号③～⑥について、キャッシュレス決済として、スマートフォン決済と非接触型ICカードの対応ができること。
- ③ 本体規格は、設置許容面積以内で、できる限りユニバーサルデザインの機種とすること。
- ④ 自動販売機の設置に当たり、転倒防止等の安全に十分注意すること。
- ⑤ 省エネルギー（ヒートポンプ、ゾーンクーリング、照明の自動点滅・減光、学習省エネ、真空断熱材使用、ピークカット等）の機種とすること。
- ⑥ フロン・代替フロン等を使用しない環境対策を考慮した機種とすること。

(6) 維持管理責任

次の事項を遵守してください。

- ① 自動販売機の維持管理は設置業者が責任を持って行い、常に商品の賞味期限及び消費期限に注意を払うとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 原則として、自動販売機1台に対して1個の割合で、市の指示に従い速やかに指定の位置に、販売する飲料等の容器（缶・ビン・ペットボトル・紙コップ等）に応じた空き容器分別回収ボックスを設置するとともに、設置業者の責任で適切に回収・リサイクルをすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅延なく手続きを行うこと。
- ④ 自動販売機の故障による問い合わせ、苦情等については設置業者の責任において対応するものとし、連絡先を見やすい位置に明記すること。

(7) 原状回復

設置業者は、貸付期間が満了したときは指定期日までに原状回復をすること。

4 入札参加申込方法等

(1) 受付期間

令和8年1月19日（月）から令和8年1月26日（月）まで（土、日曜日は除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所

鹿嶋市大字平井1187番地1 鹿嶋市総務部総務課（第1庁舎2階）

(3) 申込方法

受付場所に直接書類を持参又は郵送してください。

書類を確認の上、入札参加申込書の写しを交付します。

(4) 申込みに必要な書類

	必要な書類	法人	個人
①	入札参加申込書（様式1）	○	○
②	誓約書（様式2）	○	○
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）写し可	○	
④	身分証明書の写し		○
⑤	住民票		○
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	市税の納税証明書（市税に未納がないことの証明書）	○	○
⑧	委任状（法人格がない支店等が本店等から委任を受けて入札に参加する場合）	○	
⑨	設置する自動販売機のカタログ	○	○

※③・④・⑤・⑥・⑦については、発行後3箇月以内のものに限る。

5 入札方法

本件は郵便入札とします。

(1) 入札書提出期間（入札書の到着期間）

令和8年1月27日（火）から令和8年2月2日（月）までに鹿嶋郵便局へ必着とする。

(2) 入札書郵送方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便とし、別添の『郵便用「入札封筒」の記載例』を参照のうえ、封筒に「入札書」と「連絡担当者の名刺1枚」を入れ封かんし、その表面に「入札書在中」と朱書き表記し、入札書送付先の「郵便番号」、「住所」、「入札執行課」及び「事業名等」、「開札日」、「入札参加者の住所及び商号又は名称」を表記し、契約権者印をもつて封印してください。

(3) 入札書の記入方法

入札書（様式3）には、貸付料率をパーセント（小数点第2位まで）で記載してください。

なお、入札貸付料率は売上見込額に対する希望借受額（消費税相当額は含みません。ただし、物件番号⑥は消費税相当額を含みます。）の割合です。

(4) 入札保証金

免除します。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した方の入札
- ③ 入札者の記名・押印のない入札（押印を省略する場合は、記入例を参照すること。）
- ④ 貸付料率の記載が不明確な入札（貸付料率の訂正は認められません。）
- ⑤ その他入札に関する条件に違反した入札

6 開札の執行及び落札者の決定

(1) 開札日時

令和8年2月3日（火）午前10時から物件番号順に行います。

(2) 開札場所

鹿嶋市役所 3階会議室302

(3) 落札者の決定

① 物件ごとに設定されている予定貸付料率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者とします。

② 落札となるべき同じ割合の貸付料率の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係の無い市職員立会いのもと、「くじ」によって落札者を決定します。

③ 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません

(4) 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び貸付料率の割合を、落札者がないときはその旨を市ホームページで公表します。

7 契約の締結

(1) 落札者は、令和8年2月10日（火）までに市有財産の一時貸付について契約を締結していただきます。

なお、契約に際しての契約保証金は免除とします。

(2) 正当な理由がなく指定期日までに契約を締結しない場合は、契約を締結しないものとみなします。

その場合、落札は無効となり入札貸付料率の高い順に契約交渉を行います。

(3) (2)により設置業者の決定を取り消された者は、次回からの入札参加資格がないものとします。

8 その他

(1) 提出された申込書等は返却しません。

(2) 本要領に記載のない事項については、落札後に協議することとします。

(3) 質問については、質問書（任意の様式）に質問事項をご記入のうえ、電子メールで送付してください。

9 問合せ先

鹿嶋市総務部総務課 管財係

電話 0299-82-2911 内線233

Email : soumu1@city.ibaraki-kashima.lg.jp

関係書類

自動販売機設置予定箇所図

過去の売上実績

入札参加申込書（様式1）

誓約書（様式2）

入札書（様式3）

入札封筒（記載例）

委任状（記入例）